



日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6 A	7	8
9	10	11 B	12	13 C	14	15
16	17	18 D	19	20 A	21	22
23	24	25 B	26	27 C	28	29
30	31					

町では商店の減少や高齢化社会に対応するため、日常の買い物にお困りの方を支援する「移動販売 福の助商店（高齢者等買い物弱者移動販売事業）」を令和2年1月より開始しました。移動販売事業は水郷つくば農協に委託し、日常生活に必要な食品やお肉、お魚、惣菜、地場産野菜、日用雑貨品などを販売しています。

ぜひ、ご利用ください！ ※お買い物の際は、買い物袋をご持参ください。

運行ルート A

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:15	押戸集会所 (押戸)
10:25 ~ 10:50	農協文間倉庫駐車場 (立木)
11:00 ~ 11:25	惣新田集会所 (惣新田①)
11:30 ~ 11:50	旧惣新田下坪宮農組合倉庫前 (惣新田②)
13:30 ~ 13:55	羽中集会所 (羽中)
14:05 ~ 14:30	南野原集会所 (中谷③)
14:40 ~ 15:05	地域ふれあいセンター (中谷①)
15:15 ~ 15:40	加納新田上坪集会所前

運行ルート B

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:10	八幡台集会所 (八幡台)
10:20 ~ 10:40	ぞうさん公園 (第二公園) (フレッシュタウン③)
10:45 ~ 11:05	自転車公園 (第一公園) (フレッシュタウン②)
11:35 ~ 12:00	布川台集会所駐車場 (布川台)
13:40 ~ 14:05	内宿集会所 (内宿)
14:20 ~ 14:45	加納新田中坪集会所 (加納新田②)
15:00 ~ 15:20	土手下、木村様宅前 (押付新田②)
15:25 ~ 15:45	旧農協跡地 (上曾根②)

運行ルート C

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:10	押付新田集会所 (押付新田①)
10:20 ~ 10:45	羽根野台第一公園 (羽根野台)
10:55 ~ 11:20	早尾台中央公園 (早尾台①)
11:30 ~ 11:50	早尾台自治会館敷地内駐車場 (早尾台②)
13:30 ~ 13:50	天神様 (早尾①)
14:00 ~ 14:20	早尾台緑地広場 (早尾②)
14:30 ~ 14:50	豊島典夫様宅前 (上曾根①)
15:00 ~ 15:20	利根町文化センター駐車場 (下曾根)
15:30 ~ 15:50	羽根野集会所 (羽根野)

運行ルート D

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:15	運動の公園 (利根ニュータウン②)
10:25 ~ 10:50	フレッシュタウン自治会館前駐車場 (フレッシュタウン①)
11:00 ~ 11:25	柳田國男記念公園駐車場 (馬場)
11:35 ~ 12:00	福木集会所 (福木)
13:40 ~ 14:05	風の公園 (利根ニュータウン①)
14:15 ~ 14:40	第二公園 (白鷺の街)
14:50 ~ 15:10	下中谷防災水槽脇リサイクル集積所 (中谷②)
15:20 ~ 15:40	増田照樹様宅敷地内 (立崎)

▶移動販売車の運行などに関する問い合わせ (販売委託先)

水郷つくば農業協同組合  
竜ヶ崎地区本部 営農課 ☎62-2211

▶運営主体

福祉課 高齢介護係 ☎68-2211 (内線123)

※天候や道路状況により到着時間が遅れる場合や、荒天時には予告なしに販売を中止することがあります。

当日の運行状況は

【公式 Twitter @tonefukunosuke】

でチェックできます！ QRコード▶



生ごみ処理機設置補助金 購入費の一部を補助します

町では、生ごみ処理機などの購入費用に対して一部を補助しています。補助事業を通して生ごみ処理機の普及が進み、本事業の趣旨である収集ごみの減量化および生活環境の向上が図られたため、令和3年度で補助事業は終了となります。

生ごみ処理機の設置費補助に ついて

▼補助対象数

- ・電気式生ごみ処理機：1世帯につき1台まで
- ・コンポスター・EM処理容器：1世帯につき2台まで

▼補助金額 購入金額（税込）の2分の1以内で100円未満を切り捨てた金額（ただし2万円が補助限度額となります。）

▼補助対象者

- ①次に掲げる条件をすべて満たす方
- ②利根町に住所がある方
- ③生ごみ処理機を購入し、継続して使用する方
- ④町税を滞納していない方（同一世帯員を含む）

※過去に補助金を交付された方も再度申し込みできます。ただし、前回の交付から5年間は申請できません。

①領収書（申請者の氏名が明記され、



- ②店印があるもの。レシート不可
- ③印鑑（スタンプレ式印鑑以外のもの）
- ④機器の様子が記載された説明書またはパンフレット
- ⑤通帳もしくはキャッシュカード

※インターネットで購入される方は、領収書が発行可能か必ずご確認ください。領収書がないと、補助金の申し込みができません。

▼申込時間

午前8時30分～正午  
午後1時～5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

▼申し込み・問い合わせ先

生活環境課 ☎68-2211

※補助金の交付件数には限りがありますので、お早めにお申し込みください。

太陽光発電システム設置補助金 設置費の一部を補助します

地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムを新たに設置する方に対して、設置に要する費用の一部を補助します。

太陽光発電システムの設置費補助について

▼対象となる方

- ①町内の住宅などに新たに太陽光発電システムを設置する方、または町内の未使用の太陽光発電システムが設置された住宅などを購入する方
- ②町税を滞納していない方（同一世帯員を含む）
- ③補助金交付決定後に設置工事に着手する方
- ④太陽光発電システムの発電による余剰電力の買い取り契約を電力会社と締結する方
- ⑤太陽電池モジュールの最大出力が10キロワット未満のシステムを設置する方

▼次のような場合は、対象になりませんのでご注意ください

- 申請前に太陽光発電システムを設置または着工されている場合
- 申請年度内に設置が完了しない場合または指定期日までに実績報告書および必要書類の提出がない場合

●太陽光発電システムが未使用のものがない場合

●電力会社との契約者名・太陽光発電に係る電力供給契約申込者名と本補助金の申請者名が同一でない場合

▼補助金額 太陽電池モジュールの公称最大出力1キロワット当たり2万円とし、10万円を限度とします。（千円未満切り捨て）

▼申込期間 4月1日(木)～12月24日(金)  
午前8時30分～正午 午後1時～5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※電話・郵送などでの予約や申し込みはできません。

●受け付けは先着順により随時行いますが、受付期間内であっても予算額に達した場合は終了します。

●詳細については「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付の手引き」をご覧ください。「手引き」および「申請書」は役場生活環境課窓口で配布しています。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

▼申し込み・問い合わせ先 生活環境課 ☎68-2211